

# 神奈川「紫煙さらば」

## 全国初の受動喫煙防止条例施行

### 違反者に過料の罰則

神奈川県で1日、受動喫煙防止条例が施行された。違反者に過料の罰則も設けた。松浜成文知事は午後後に横浜市内で「全国で初めての挑戦。空気のきれいな神奈川県をつくっていこう」と呼び掛けた。だが、周知には時間がかかりそうだ。



百貨店のレストラフロアで、禁煙ステッカーを掲示する従業員。1日午前、横浜市港南区の京急百貨店

県によらると、病院や

学校など公共的施設や大手外食チェーンでは、条例施行を見越して全面禁煙や分煙を導入している施設が大半。小規模な飲食店や宿泊施設、パチンコ店などは罰則対象外で、対応にはばらつきがある。

吸わせない環境を

月刊「禁煙ジャーナル」の渡辺文学編集長の話。条例施行は大きな前進。将来的には分煙もなくして全面禁煙を義務付ける必要がある。たばこを吸わせない社会環境をつくるのは政府、自治体、医学団体の責任。国は世界の潮流に合せて、厳しい法規制を導入すべきだ。たばこをやめたいと望んでいる喫煙者は実は多い。禁煙対策の強化は、煙に悩む非喫煙者だけでなく、喫煙者も救うことになっていることも不当だ。

子連れ40代の主婦は「子どものいる母親としてはありがたい」。一方、別の主婦は「条例に反対。禁煙の店は選ばない」と憤る。国内外から年間約2千万人（2008年）の観光客が訪れる箱根町の宿泊施設でも対策を迫られた。約200万円で分煙室を新設した老舗ホテルの総支配人は「不景気の中で出費がかさみ（条例施行は）タイムINGKが悪い」とぼやいた。喫煙者が多いパチンコ店やマージャン店の業界団体は加盟店に①喫煙可能②分煙導入③禁煙のいずれかを要すステッカー掲示を要するとしているが、県表示するところが、県表示しない客も増えた。分煙や禁煙の店も多くなるだろう」とし

喫煙者住みにくく

室井尚横浜国立大学教授（情報文化論）の話。たばこの煙が不快だから排除しようという神経症的な反応で、喫煙者にとって住みにくい県になる。路上を禁煙にしている自治体もあり、屋内が禁煙にされると、喫煙者は行く場所がなくなってしまう。地方自治という名の下に自治体が勝手に禁煙を決めていき、喫煙者と非喫煙者が共存できなくなっている。分煙にするための経費を事業者が押し付けていることも不当だ。

## 受動喫煙防止条例の対象施設



### 第1種施設 ※1日から罰則適用

学校、病院、映画館、百貨店、金融機関、公共交通機関、図書館、福祉施設、官公庁など



### 第2種施設 ※2011年4月から罰則適用

飲食店（調理場を除く床面積100㎡超）、宿泊施設（700㎡超）、カラオケボックス、ゲームセンターなど



### 特別第2種施設 ※罰則なし

飲食店（100㎡以下）、宿泊施設（700㎡以下）、マージャン店、パチンコ店など

禁煙

分煙を選択

努力義務